

# 死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和5年  
9月号

## 令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署  
8月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における令和4年（確定値）の休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は図表のとおり、死亡者数は1人、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数は140人です。

死傷災害は全業種合計では、3人（2.1%）の減少となり、3月以来5か月ぶりに死傷災害発生件数が昨年を下回っています。

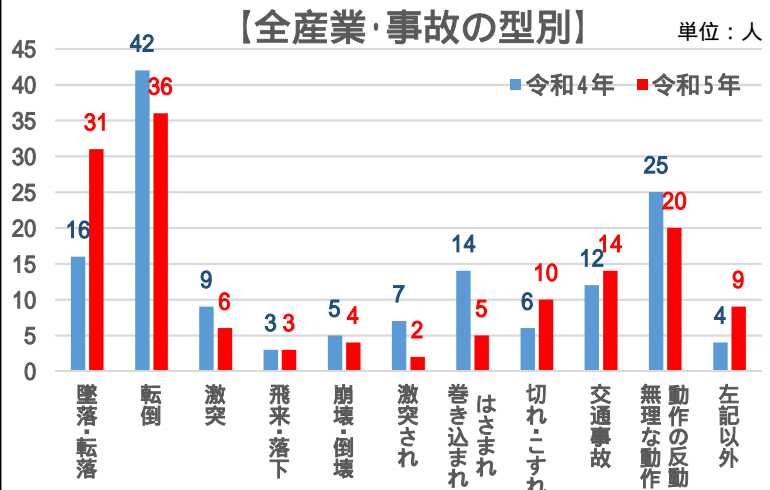
業種別では製造業・建設業・林業が、事故の型では墜落・転落災害が大幅に増加しています。

10月は全国衛生週間です。残り四半期、職場で労働災害を発生させないよう、職場環境を整え、職場の安全衛生意識を高めるよう努めてください。

【令和5年 休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害発生状況 伊勢署】

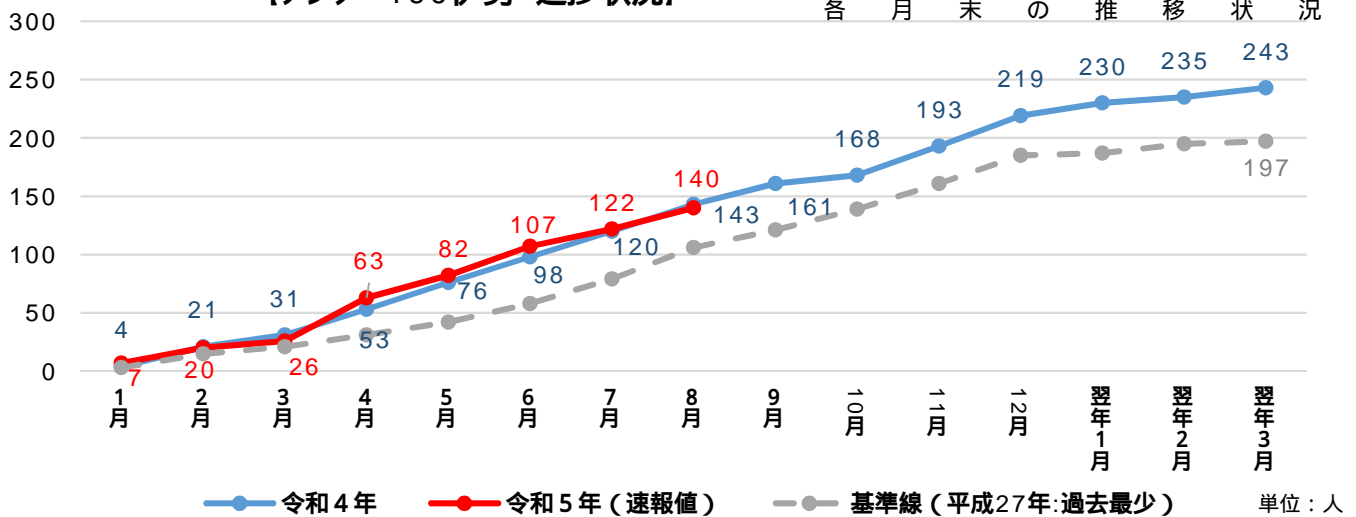
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		143	1	140	-3	-2.1%
製造業		22		23	+1	+4.5%
建設業		16	1	19	+3	+18.8%
道路貨物運送業		9		4	-5	-55.6%
林業		2		3	+1	+50.0%
小売業		25		22	-3	-12.0%
社会福祉施設		22		15	-7	-31.8%
旅館業		13		13	±0	±0%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数  
各月末の推移状況



# 令和5年度「全国労働衛生週間」

全国衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。毎年、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から10月7日を本期間とし、様々な取り組みを行います。

令和5年度の全国労働衛生週間は令和5年10月1日(日)から7日(土)まで、今年のスローガンは、

## 「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」

となっています。

### トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

令和5年10月1日より、トラックでの荷役作業時の昇降設備の設置義務の拡大、保護帽の着用義務対象の拡大が施行されます。

2トン以上のトラックではほぼ全ての荷役作業において昇降設備の設置、保護帽の着用が必要となりますので、運送会社をはじめとしたトラックを利用するすべての事業者の皆様で、まだ対応を済まされていない方は、急ぎ対応をお願いいたします。

#### ● 昇降設備について (安衛則第151条の67関係)

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

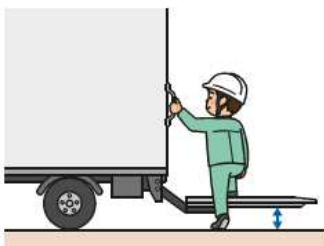
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

#### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。



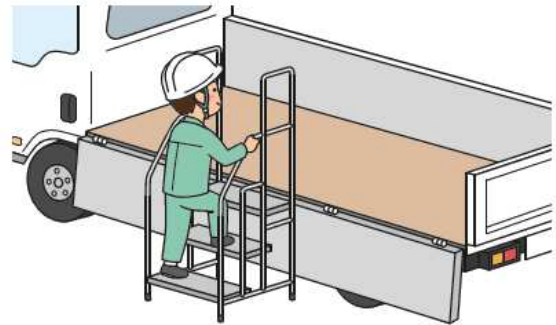
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

## ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

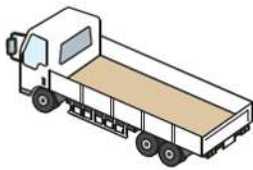
○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

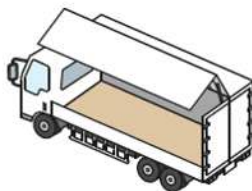
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類 (最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの)

保護帽の着用が必要となるもの

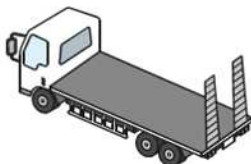


平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)

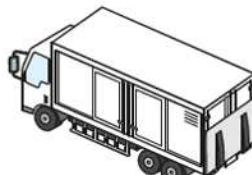


ウイング車



建機運搬車

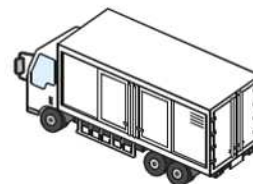
(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

## 足場の点検義務が強化されます

令和 5 年 10 月 1 日より、足場の点検時には点検者の氏名・記録・保存が義務化されます。対応を済まされていない事業者の皆様は急ぎ対応をお願いします。

足場の点検時には点検者の指名が必要になります 安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。